

令和 5 年第 1 回  
久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

令和 5 年 2 月 1 5 日

## 令和5年第1回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

1 招集年月日 令和5年2月15日（水）

2 招集場所 ホテルマリターレ創世 西館1階 アテナ  
（久留米市東櫛原町900）

3 出席議員 （17名）

|     |     |     |   |
|-----|-----|-----|---|
| 1番  | 石井  | 俊一  | 君 |
| 2番  | 中村  | 博俊  | 君 |
| 3番  | 石井  | 秀夫  | 君 |
| 4番  | 田中  | 功一  | 君 |
| 5番  | 田中  | 良介  | 君 |
| 6番  | 大熊  | 博文  | 君 |
| 7番  | 佐藤  | 晶二  | 君 |
| 8番  | 平木  | 一朗  | 君 |
| 9番  | 箆島  | かおる | 君 |
| 10番 | 井上  | 勝彦  | 君 |
| 11番 | 新原  | 善信  | 君 |
| 12番 | 田中  | 雅光  | 君 |
| 13番 | 江藤  | 芳光  | 君 |
| 14番 | 組坂  | 公明  | 君 |
| 15番 | 安丸眞 | 一郎  | 君 |
| 17番 | 中島  | 宗昭  | 君 |
| 18番 | 小畠  | 裕司  | 君 |

4 欠席議員 （1名）

16番 高橋 直也 君

5 地方自治法第121条に基づく出席者

### 【執行部】

|      |    |    |   |
|------|----|----|---|
| 組合長  | 原口 | 新五 | 君 |
| 副組合長 | 倉重 | 良一 | 君 |
| 副組合長 | 加地 | 良光 | 君 |
| 副組合長 | 高木 | 典雄 | 君 |
| 副組合長 | 中山 | 哲志 | 君 |
| 副組合長 | 広松 | 栄治 | 君 |

会計管理者 大久保 隆 君

【事務局】

事務局理事 衛本みどり 君

事務局長(兼)事務局次長 久次美和子 君

総務主査 池田 大知 君

【消防本部】

消防長 秋吉 弘章 君

消防次長 服部 辰典 君

久留米消防署長 上野 護 君

三井消防署長 轟 仁 君

浮羽消防署長 安元 正勝 君

三潞消防署長 加藤 秀紀 君

大川消防署長 津村 道彦 君

総務担当次長(兼)総務課長 土居 豊彦 君

人事研修課長 長谷 義 君

予防課長 橋本 秀一 君

救急防災課長 仲 賢一郎 君

救急防災課救急主幹 村田 康裕 君

情報指令課長 上野 卓慈 君

## 6 議事日程

日 程 第 1 議席の指定

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 第 1 号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

日 程 第 4 第 2 号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

日 程 第 5 第 3 号議案 令和 4 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 6 第 4 号議案 令和 5 年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計予算

日 程 第 7 第 5 号議案 令和 5 年度久留米広域市町村圏事務組合小児救急医療  
支援事業特別会計予算

日 程 第 8 第 6 号議案 令和 5 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別  
会計予算

日 程 第 9 第 7 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関  
係条例の整備に関する条例

日程第 1 0 第 8 号議案 久留米広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

日程第 1 1 第 9 号議案 久留米広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につ  
いて

日程第 1 2 会議録署名議員の指名

＝午後２時３０分開会＝

---

◎ 開 会

○議長（石井俊一君）みなさん、こんにちは、只今から、令和５年第１回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

---

◎ 日程第１ 議席の指定

○議長（石井俊一君）これより本日の会議を開きます。

それでは、日程第１、「議席の指定」を行います。

昨年１２月の大木町議会において、組合議員の改選が行われております。

よって、会議規則第３条第１項の規定により、議席を指定いたします。

中島 宗昭 議員を１７番に指定いたします。

---

◎ 日程第２ 会期の決定について

○議長（石井俊一君）次に、日程第２、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日間と決定いたしました。

---

◎ 日程第３ 第１号議案

○議長（石井俊一君）次に、日程第３、第１号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）皆様、こんにちは。組合長の原口でございます。

本日、ここに令和５年第１回組合議会定例会を招集しましたところ、大変お忙しい中、議員の皆様におかれましては、ご参集を賜りまして心よりお礼申し上げます。

また、日頃から当組合の行政の推進に格別のご支援を賜りましたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、新たに１２月の大木町議会において組合議員に選出されました 中島宗昭議員におかれましては、本圏域発展のため、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして、皆様ご承知のとおりではございますが、先月行われた大木町の町長選

挙において 広松町長がご当選され、当組合の副組合長に就任されましたのでご報告させていただきます。

本日は、事前にお配りしております議案に加えまして、監査委員、公平委員会委員の選任議案を提出させていただいておりますので、どうか十分なご審議のうえご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、第1号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分について提案理由を申し上げます。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得要件の緩和のために必要な規定を定めるに当たり、緊急を要したため、専決処分をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第1号議案を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案は、承認されました。

---

## ◎ 日程第4 第2号議案

○議長（石井俊一君）次に、日程第4、第2号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）それでは、第2号議案 久留米広域市町村圏事務組合 職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分についての提案理由を申し上げます。

本件は、令和4年の人事院勧告等を踏まえた職員の給与の改定を行うに当たり、緊急を要したため、専決処分をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていた

だきます。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第２号議案を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第２号議案は、承認されました。

---

## ◎ 日程第５ 第３号議案

○議長（石井俊一君）次に、日程第５、第３号議案「令和４年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第３号）」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第３号議案 令和４年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第３号）についての提案理由を申し上げます。

本件は、将来の財政需要を見据えて、財政調整基金の積立額を３億円増額するほか、庁舎清掃等の年度初日から業務を開始する必要がある業務委託契約について、前年度に十分な準備期間を確保して入札事務等を実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

何卒、ご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第3号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第6 第4号議案

◎ 日程第7 第5号議案

◎ 日程第8 第6号議案

○議長(石井俊一君) 次に、日程第6、第4号議案「令和5年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計予算」から、日程第8、第6号議案「令和5年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計予算」までの3件は、いずれも当組合の新年度予算でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長(原口新五君) 第4号議案から第6号議案までの提案理由につきまして、一括して説明申しあげます。

まず、第4号議案の令和5年度一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして15.4パーセント減の2,250万2千円を計上いたしております。

次に、第5号議案の令和5年度小児救急医療支援事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして1.6パーセント減の3,442万4千円を計上いたしております。

次に、第6号議案の令和5年度広域消防特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして0.8パーセント減の53億7,500万円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきまして、詳細につきましては、担当に説明をさせます。

何卒、ご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願い申しあげます。

○議長(石井俊一君) それでは、これより担当者からの説明を求めます。

○事務局長(久次美和子君) 議長。

○議長(石井俊一君) 久次事務局長。

○事務局長(久次美和子君) 事務局の久次でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度各会計予算につきましてご説明申しあげます。

私からは、事務局が所管いたします、一般会計及び小児救急医療支援事業特別会計予算につきまして、予算に関する説明書を用いてご説明いたします。

まず、一般会計予算についてでございます。

予算に関する説明書3ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款1項1目 市町負担金 1,950万円は、事務局の経常的経費に係る構成市町負担金で、内訳は、事務費相当額 450万円、人件費相当額 1,500万円でございます。

5ページをお願いいたします。

3款1項1目 繰越金 300万円は、前年度からの繰り越し見込み額を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目 議会費 191万5千円は、議会運営に係る経費で、18名分の議員報酬及び組合議会の会場使用料がその主なものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款 総務費は、事務局運営に係る経常的経費でございます。1項1目 一般管理費は、1,737万8千円を計上しております。

内訳として、1節 報酬 5万円は、行政不服審査会委員3名分の委員報酬でございます。2節 給料 73万2千円は、正副組合長6名分の給料でございます。

10節 需用費 64万7千円は、事務用品等の消耗品費 27万1千円、議案書等の印刷製本費 31万3千円が主なものでございます。

11節 役務費 29万9千円は、電話回線使用料等の通信運搬費がその主なものでございます。

13節 使用料及び賃借料 38万6千円は、公用車リース料が主なものでございます。

18節 負担金・補助及び交付金 1,500万円は、事務局派遣職員2名の派遣元であります久留米市に対する人件費負担金でございます。

9ページをお願いいたします。

2項1目 文書広報費 9万3千円は、附属機関であります情報公開・個人情報保護審査会委員7名分、情報公開・個人情報保護審議会委員9名分の委員報酬が主なものでございます。

3項1目 公平委員会費 2万5千円は、公平委員会委員3名分の委員報酬が主なものでございます。

4項1目 監査委員費 19万1千円は、監査委員2名分の委員報酬が主なものでございます。

10ページをお願いいたします。

3款 予備費は、290万円を計上いたしております。

続きまして、小児救急医療支援事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目 市町負担金は、2,630万5千円を計上いたしております。

内訳は、構成市町負担金 2,149万7千円、近隣市町協力金は、鳥栖市、基

山町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町及び柳川市からの合計４８０万８千円でございます。

１６ページをお願いいたします。

２款１項１目 衛生費県補助金 ６４１万９千円は、福岡県からの当事業に対する救急医療施設運営費補助金でございます。

１７ページをお願いいたします。

３款 繰越金 １７０万円は、前年度からの繰り越し見込み額を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

１９ページをお願いいたします。

１款１項１目 小児救急運営費は、事業に要する経費でございまして、１節 報酬 ８万８千円は、運営委員会委員８名分の委員報酬でございます。

１２節 委託料 ２５万円は、久留米広域小児救急センター周知のためのポスター及びチラシの作成経費でございます。

１８節 負担金・補助及び交付金 ３，２５５万円は、小児救急センター運営に係る医師や看護師の人件費等として久留米医師会及び聖マリア病院に対する補助金並びに小児科医研修事業費として久留米大学に対する補助金として交付するものでございます。

内訳は、久留米医師会 ２，０５５万５千円、聖マリア病院 ９９９万５千円、久留米大学 ２００万円でございます。

２０ページをお願いいたします。

２款 予備費は、１５０万円を計上いたしております。

私からは以上でございます。

○総務担当次長（土居豊彦君）議長。

○議長（石井俊一君）土居総務担当次長。

○総務担当次長（土居豊彦君）消防本部総務課の土居でございます。

令和５年度広域消防特別会計予算について説明させていただきます。

それでは、予算に関する説明書の２５ページをお願いします。

まず、歳入予算でございます。１款 分担金及び負担金 １項１目 市町負担金 ４４億８２１万円は、当消防本部を構成する４市２町からの負担金です。

１節 経常費負担金 ４０億７，７６７万２千円は、人件費や物件費など、経常経費に係る負担金です。

２節 特別負担金 ３億３，０５３万８千円は、退職手当分１億８６万４千円、地域医療連携事業分１０万６千円、投資的経費事業分３，９７４万円、公債費分１億８，９８２万８千円でございます。

２目 事業費負担金 １億５０８万５千円は、筑後地域消防指令センターの運営経費として当消防本部以外の６消防本部から収入する分が主なものでございます。

２６ページをお願いいたします。

２款 使用料及び手数料、１項１目 施設使用料 ８２万円は、自動販売機及び電

柱等の設置に係る行政財産使用料でございます。

2項1目 消防手数料 303万円は、危険物許認可・検査事務手数料が主なものです。

27ページの3款 国庫支出金、28ページの4款 県支出金は、科目存置としてそれぞれ1千円を計上いたしております。

29ページをお願いいたします。

5款 財産収入、1項1目 物品売払収入 270万円は、車両7台分の売却収入です。

2項 財産運用収入 2万8千円は、広域消防財政調整基金の利子でございます。

30ページをお願いいたします。

6款 繰入金、1項1目 財政調整基金繰入金 6,090万7千円は、大川市を除く3市2町に係る組合債元利償還金の財源として繰り入れるものです。

31ページをお願いいたします。

7款 繰越金 4億5,366万1千円は令和4年度からの繰越金でございます。

32ページをお願いいたします。

8款 諸収入でございますが、1項 組合預金利子は、1千円を計上いたしております。

2項 雑入 2,195万6千円は、防火管理者講習会受講料283万8千円、高速自動車国道救急業務支弁金108万6千円、自治総合センターコミュニティ助成金40万円、消防救急無線デジタル化整備事業等に対する福岡県市町村振興協会助成金1,735万3千円が主なものでございます。

33ページをお願いいたします。

9款1項 組合債 3億1,860万円のうち、消防車両整備事業2億3,930万円は、ポンプ車1台、大型水槽車1台、多機能型救助工作車1台、高規格救急自動車1台分の財源として計上しております。

消防庁舎整備事業 2,350万円は、三井消防署新庁舎建設関連費用の財源として計上しております。

消防施設整備事業5,580万円は、三国出張所仮眠室等内部改修工事及び署活動用携帯無線機の更新・整備に係る財源として計上しております。

以上、歳入総額は、53億7,500万円でございます。

続いて、歳出予算でございます。

34ページをお願いいたします。

1款1項1目 常備消防費は、消防本部及び消防署所の事務並びに活動に要する経費で、右側の節の欄をご覧ください。1節 報酬 2,247万6千円は、会計年度任用職員12名分が主なものでございます。

2節 給料から4節 共済費は、消防職員443名分の人件費が主なものです。

5節 災害補償費 30万円は、会計年度任用職員に係る公務災害補償費です。

7節 報償費 213万2千円は、救急症例検討会等に係る講師謝金、幼年消防クラブ育成に係る資機材購入費が主なものでございます。

8節 旅費のうち 費用弁償 136万1千円は、会計年度任用職員の通勤手当、旅費 1,384万6千円は、県消防学校及び消防大学校への入校旅費が主なものです。

9節 交際費 60万円は、消防長、消防署長の公務に要する交際費です。

10節 需用費の内、消耗品費 8,783万5千円は、消防職員の制服・防火服等の被服及び消防・救急・救助業務に必要な消耗品購入費がその主なものでございます。

燃料費 2,985万2千円は、消防車両の燃料及び庁舎用のプロパンガス料金が主なものでございます。

印刷製本費 383万1千円は、広報紙・久留米広域消防だよりの印刷費及び予防・救急業務に係る印刷物作成費が主なものでございます。

光熱水費 6,148万4千円は、消防本部庁舎、消防署所及び筑後地域消防指令センターの電気・水道・都市ガス料金でございます。

修繕料 3,586万4千円は、車検及び車両修繕、庁舎設備等に係る修繕料が主なものでございます。

11節 役務費の内、通信運搬費 3,514万3千円は、一般回線、専用線及び携帯電話の通話料のほか、筑後地域での通信指令回線費用や119番通報の際、災害発生場所を瞬時に把握するための「発信地表示システム」利用料が主なものでございます。

手数料 2,048万8千円は、救急業務に係る医師の指示手数料、酸素ボンベ等の耐圧検査手数料、資機材の点検手数料が主なものでございます。

保険料 660万円は、車両保険料及び消防署所の建物災害共済費が主なものです。

12節 委託料 2億3,542万2千円は、消防署所清掃、事務用機器等保守、職員健康診断、本部庁舎や救急資機材等の点検、指令システム・デジタル無線の保守に係る委託料が主なものです。

13節 使用料及び賃借料 2,163万9千円は、消防署所の下水道使用料及びパソコン等事務用機器借上料が主なものです。

15節 原材料費 35万円は、水防訓練等に必要な原材料の購入費です。

35ページをお願いいたします。

17節 備品購入費 1,276万4千円は、水難救助用資機材、消火活動用資機材などの購入費が主なものでございます。

18節 負担金・補助及び交付金 3,003万5千円は、県消防学校及び消防大学校への入校負担金、救急救命士4名の養成に係る研修負担金、ドクターカー運行事業費負担金が主なものです。

24節 積立金 68万7千円は、広域消防財政調整基金利子を積み立てるものでございます。

26節 公課費 288万6千円は、車両54台分の自動車重量税が主なものです。

37ページをお願いいたします。

2目 消防施設費は、庁舎及び車両等の整備に要する経費です。

8節 旅費 5万1千円は浮羽消防署本署15mはしご車オーバーホールの中間検査への職員派遣旅費です。

10節 需用費の修繕料 3,206万9千円は、浮羽消防署本署15mはしご車オーバーホールに係る費用が主なものです。

11節 役務費 150万円は、三井消防署新庁舎建設に係る確認申請手数料です。

12節 委託料 1,231万6千円は、三国出張所屋外改修設計、西出張所外壁・防水工事設計に係る費用が主なものです。

14節 工事請負費 5,882万4千円は、三国出張所仮眠室等内部改修工事に係る費用が主なものでございます。

17節 備品購入費 3億1,930万8千円は、高規格救急自動車1台、ポンプ車1台、大型水槽車1台、多機能型救助工作車1台分の購入費が主なものです。

18節 負担金・補助及び交付金 1,504万円は、三井消防署文化財発掘調査負担金でございます。

38ページをお願いいたします。

2款1項1目 公債費元金 4億7,053万9千円は、平成25年度から令和3年度までに発行した組合債に係る元金償還金です。

2目 利子 610万5千円は、平成25年度から令和4年度までに発行した組合債に係る利子償還金が主なものです。

39ページをお願いいたします。

3款 予備費は、1億5千万円を計上しております。

以上、歳出総額 53億7,500万円でございます。

簡単ではございますが、以上で広域消防特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（組坂公明議員が手を挙げる）

○14番（組坂公明君）はい。

○議長（石井俊一君）14番、組坂公明議員。

○14番（組坂公明君）14番、うきは市議会の組坂でございます。よろしくお願ひします。

1点、ご確認をさせていただきたいと思います。令和4年度の決算審査の意見書の結びに、「当組合は、事務局と消防本部で構成されているが、全体の運営に係る総務的事務を統合する等、経済性、効率性、有効性に留意した適正な事務及び組織のあり方について検討されたい」と書かれていますが、これについてどう検討されているのかお伺いしたいと思います。

○事務局長（久次美和子君）議長。

○議長（石井俊一君）久次事務局長。

○事務局長（久次美和子君）事務局の久次でございます。

只今の組坂公明議員の質問にお答えします。

本組合が令和２年度末で、ふるさと振興事業を終了した際の整理では、「権限の集中を避け実施事務の組織的な精査、調整機能を担保するため、現行の組合事務局、消防体制を維持する」といたしました。

現在、事務局では、議会運営、監査、公平委員会、情報公開・個人情報保護審議会及び審査会、行政不服審査会、予算決算調整など多岐にわたる特別地方公共団体としての組織運営事務を担っており、内部統制の観点にも適ったものであると考えています。

一方で、効果的・効率的な行政サービスの提供を行うことは、地方公共団体として当然のことと考えております。

ふるさと振興事業の廃止から２年近く経過しまして、事務量も安定してまいりました。事務の効率化には常に努めておりまして、組合事務局と消防本部の所掌事務の整理についても協議をいたしております。

今後、より効率的な組織運営に向けて、事務局のあり方を含めた組合体制の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○１４番（組坂公明君）はい。

○議長（石井俊一君）１４番、組坂公明議員。

○１４番（組坂公明君）ありがとうございます。

検討されているということで、前回、監査委員からの意見書を読ませて頂いた折に、結びに検討してくださいということを書かれていたので確認をさせて頂いたところでした。

私はその折に、事務局が２年前に大きな事業である、ふるさと振興事業が統合されて無くなったということで、今後どう効率化されていくのかということを確認させて頂きたいと思ひまして、今後も継続して検討していかれるということですのでよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（石井俊一君）他に質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第４号議案から第６号議案までの各会計予算を、原案のとおり決定することに

ご異議ありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第４号議案から第６号議案までの３件は、いずれも原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 日程第９ 第７号議案

○議長（石井俊一君）次に、日程第９、第７号議案「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第７号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由を申しあげます。

本件は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴い、職員の定年を引き上げるほか、必要な規定の整備及び条文中の用語の整理を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第７号議案を、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第７号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎ 日程第１０ 第８号議案

○議長（石井俊一君）次に、日程第１０、第８号議案「久留米広域市町村圏事務組合監査委員の選任について」を議題といたします。

まず、事務局に議案を朗読させます。

（書記議案朗読）

○議長（石井俊一君）議案の朗読は終わりました。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第 8 号議案監査委員の選任についての提案理由を申しあげます。

本件は、前組合監査委員の中島和正氏が令和 4 年 1 2 月 1 4 日をもって退職されましたことから、後任の組合議員から選任する監査委員として、安丸眞一郎氏を選任することについて、組合規約の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何卒、ご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願い申しあげます。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

ここで、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、1 5 番 安丸眞一郎議員の退席を求めます。

（安丸眞一郎議員 退場）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第 8 号議案を、同意することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第 8 号議案は、同意することに決定いたしました。

それでは、先ほど除斥いたしました 安丸眞一郎議員の入場を求めます。

（安丸眞一郎議員 着席）

安丸眞一郎議員に申しあげます。久留米広域市町村圏事務組合監査委員の選任につきましては、採決の結果、これに同意することに決定いたしましたので、お知らせいたします。

---

## ◎ 日程第 1 1 第 9 号議案

○議長（石井俊一君）次に、日程第 1 1、第 9 号議案「久留米広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

まず、事務局に議案を朗読させます。

（書記議案朗読）

○議長（石井俊一君）議案の朗読は終わりました。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第 9 号議案 公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本件は、当組合の公平委員会委員であります 兵頭充紀氏の任期が、今年度末をもって満了となりますことから、同氏を再選任することについて、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何卒、ご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石井俊一君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第 9 号議案を、同意することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第 9 号議案は、同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本議会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

---

## ◎ 日程第 12 会議録署名議員の指名について

○議長（石井俊一君）次に、日程第 12、「会議録署名議員の指名」を行います。

14 番、組坂公明議員、15 番、安丸眞一郎議員を指名いたします。

以上をもって、本議会に付議された案件は、全部終了いたしました。

よって、令和 5 年第 1 回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆様どうもお疲れ様でした。

---

＝午後 3 時 10 分閉会＝

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員